

第62回全日本学生法律討論会

明治大学開催のお知らせ！

・法律討論会とは！

討論会ごとに、持ち回りの大学の教授が法律に関する問題を出題し、その問題に対して、出場者(=論者)が自分なりの解答(=論旨)を作成、会場においてその論旨を10分以内で発表します(=立論)。その後10分間の質疑応答時間が与えられるので、他の論者やその他の参加学生が、立論に対して質問をするという形式となっており、論旨の内容と質問に対する応答をもとに、審査員の先生方に採点していただき、それに基づいて順位が決まります。

「全日本学生法律討論会」は、全日本学生法学連盟を構成する、関東学生法学連盟、関西法学連盟、九州瀬戸内法学連盟の各連盟あわせて20大学が一同に集まって行う、学生法律討論会としては国内最大規模のものです。

そして今年度、本大会は12月8日(土)に明治大学駿河台キャンパスアカデミーホールで行われます！(10時開会予定)

記念すべき自校開催での全日本学生法律討論会ですので、会場へお越し頂き、各大学の白熱した討論をご覧になって頂ければと思います。

今回の問題はこちら！

平成24年度第62回全日本学生法律討論会 問題

分野：民法

AはX銀行甲支店に満期が1年後である200万円の定期預金を有していたが、9月1日に死亡し、Aの子であるBとCが各2分の1ずつの相続分でAを共同相続した。9月4日午前、Aが勤務していた会社の同僚を名乗るDからBに電話があり、「Aは生前に会社の金を着服していた。200万円あれば会社の損失を補填できるので、X銀行乙支店にあるDの口座に200万円を振り込んでほしい」と告げた。困惑したBは、4日午後、X銀行甲支店の窓口において、Aの定期預金通帳と届出印を提示し、自分がAを単独相続したと虚偽の事実を告げ、Aの定期預金の解約を申し出たうえで、200万円をDの口座に振り込むように依頼し、実際にDの口座に200万円が振り込まれた。振込前のDの口座残高は100万円

であったが、振込により口座残高は 300 万円になった。X 銀行の振込に関する約款には「振込依頼に基づいて振込金を受取人の口座に入金する」、「振込金を受取人の口座に入金された後に振込依頼人が振込の組戻しを求めた場合、受取人の承諾があれば受取人の口座の入金を取り消す」、「口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されまたはそのおそれがあると認められる場合には口座取引を停止する」旨が定められていた。翌 5 日午前、B は知人の話から D が A の会社の同僚ではないこと、D の話が虚偽である可能性が高いことを知るに至り、200 万円を取り戻すことを決意した。5 日午後 1 時に B は X 銀行甲支店を訪れ、振込の組戻しを依頼したが、事件を穏便に済ませようとして、「振込先を間違えて振込依頼した」という虚偽の事実を組戻しの理由とした。D は Y と E に対してそれぞれ 100 万円の債務を負っており、B からの振込金を各債務の弁済に充てようとして、Y と E の口座に 100 万円ずつ振り込むために、5 日午後 2 時に X 銀行乙支店を訪れた。その際、D は B から組戻しの依頼があったことを乙支店の行員から告げられたが、D は組戻しについての承諾を拒否した。事件の発覚をおそれて慌てた D は、E への振込を忘れたうえに Y への振込金額を間違え、乙支店の窓口において D の口座から X 銀行丙支店にある Y の口座に 200 万円を振り込むように依頼し、実際に Y の口座に 200 万円が振り込まれた。これにより D の口座残高は 100 万円、Y の口座残高は 200 万円になった。D は乙支店を出たまま行方不明となった。

- (1) Y は X 銀行に対してどのような請求が可能か。
- (2) B は Y に対してどのような請求が可能か。
- (3) B は X 銀行に対してどのような請求が可能か。
- (4) C は B に対してどのような請求が可能か。

※なお、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」は考慮しないものとする。

出題：明治大学 法学部教授 川地宏行

また、この討論会において、優秀な成績を収めた明治大学の学生には、明治大学法学部より「**学部長賞**」が与えられます！また、これは立論の部、質問の部それぞれに「立論賞」、「質問賞」として設けられています。

【学内予選開催！】

明治大学では各討論会において、明治大学の代表論者を決める**学内予選**を開催しております。これは法学会が主催しているものですが、3年生以下の法学部生であれば誰にでも出場資格があります。この機会に是非出場を検討してみてください。また、論者としてではなくても、質問希望の方や見学希望の方もお気軽に会場へお越しください。

【学内予選詳細】

- ・日程：11月24日(土)
- ・会場：未定（確定次第お知らせいたします。）
- ・予選審査員：法学部専任講師 神田 英明 先生
- ・開場：12時30分
- ・開会：13時00分

※会場へお越しの際はスーツ着用をお願いします。

【申込要項】

- ・参加資格：明治大学法学部在籍の3年生以下の学生
- ・応募期限：11月17日（土）正午まで
- ・応募方法：法学会の担当者へ出場する旨を連絡
- ・担当者：明治大学法学会 関東学生法学連盟部

副責任者 木村龍太郎 電話：08055502054

PC：ryutaromeiji@yahoo.co.jp

携帯：mey._-ggg5550@ezweb.ne.jp

※注意事項

- ・多数の予選出場希望者がでた場合、出場希望者全員分の立論及び質疑応答の時間が確保できない可能性があります。その場合は、審査員の先生による論旨審査を行い、予選出場者を制限させていただきます。
- ・論旨審査の実施の有無に関しましては、予選1週間前に予選出場希望者が出揃いましてから、ご連絡致します。
- ・論旨審査を行う場合、審査は予選当日の午前中に実施いたします。よってその場合の論旨提出期限を予選当日の午前10時30分までと致します。
- ・論旨審査の結果、予選論者として論壇に立てる方を3名程度に選抜致します。
- ・論旨審査の結果は12時30分には発表致します。審査の結果で残念ながら立論の対象にならなかった方も、予選においての立論者への質問、予選会後の審査員の先生との勉強会にはぜひご参加下さい。

以上